平成２７年（フ）第８１９号
愛知県春日井市菅大臣町87番地１　ＣＨＳビル５Ａ号、従前の住所愛知県春日井市中切町１丁目９番地１　中切ハイム202号
債務者　浅尾　三夫
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５３号
愛知県一宮市萩原町串作字二子前15番地　エクシブアサノ204号
債務者　匠　　照幸
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１２号
兵庫県加東市窪田166番地
債務者　前田　大介
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第１３号
兵庫県加東市窪田166番地
債務者　前田　安世
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第２５号
兵庫県加東市北野236番地１　ＪＡハーモニーハイツＢ－103号
債務者　梅原　大輔
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第４３号
兵庫県小野市丸山町３番地の１　東マンション１階101、前住所兵庫県三木市平田491番地の２
債務者　小倉　勝美
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第１０号
香川県三豊市高瀬町下勝間1251番地151
債務者　草水香穂里（旧姓井戸）
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第１５８号
沖縄県浦添市宮城１丁目26番１－307号　仲西アパート
債務者　小野　季紀
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１８４号
沖縄県那覇市識名３丁目４番５号　三島アパートＡ－204
債務者　国吉　良明
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１６号
岩手県遠野市宮守町下鱒沢31地割121番地
債務者　菊池千代子
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２７年（フ）第４０４号
仙台市泉区南中山５丁目５番地の84
債務者　阿部　　綾
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４２０号
仙台市太白区八本松１丁目13番11－613号
債務者　伊藤　久美
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４２１号
仙台市宮城野区岩切字観音前14番地の１　サニーセトル７号館202
債務者　佐藤浩一郎
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４２７号
仙台市青葉区台原３丁目31番10号　センチュリーハイツ103
債務者　横田　奈穂
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第９２号
長野市青木島１丁目25－３　青波アパートＢ－２
債務者　重信小百合（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４６１号
神戸市北区南五葉２丁目４番32－304号
債務者　木下　修二（旧姓成尾）
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４８８号
兵庫県三木市緑が丘町東１丁目22番地の４、従前の住所兵庫県三木市大塚１丁目２番15号
債務者　谷川　節子
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部